

小峰城よもやま話

第三話
小峰城の立地

鎌倉時代から室町時代にかけて、白河を治めた白河結城家の本拠は、丘陵に築かれた山城の白川城でした。その北西約3kmに小峰城がありますが、ここに築かれた理由を当時の情勢と地形から考えてみましょう。

小峰城が築かれた14世紀中頃は、後醍醐天皇と足利尊氏の対立（南北朝内乱）や尊氏と直義兄弟の争い（観応の擾乱）の影響が全国に及び、いつ敵と味方が変わるかわからない状況でした。このため、白川城の弱点を補う目的で小峰城が築かれたと考えられます。

白川城と小峰城周辺の地形を見てみましょう（下図）。東西に延びる2つの丘陵地帯の間に阿武隈川が流れ、白川城の北側は東西に平地が広がり、街道が城のそばにあります。すぐ下の阿武隈川は城の防御を担っていたと考えられます。

一方、小峰城の周辺は川と川の間で平地が広がり、白川城は西からの攻撃に対する守りが手薄だったと推測されます。

そこで「小峰が岡」と呼ばれる丘を利用し、白川城に通じる街道を押さえ、西からの敵に備えたと考えられます。

この後、小峰城は戦国時代の後半頃に白川城に代わって本拠

になったと考えられ、続く江戸時代には地域を中心として白河藩の藩庁となりました。

一般に、城は時代とともに丘陵上から平地に移り、武士や商人が集住することで城郭が拡大し城下町が栄えますが、小峰城にはそれを可能とする土地があり、交通の要衝でもあったため、江戸時代にも発展しました。

小峰城は築城時から江戸時代まで、城の役目が変わっても同じ場所での長い歴史を紡ぎました。その要因の一つには、小峰城の場所が交通・防衛・統治など、様々な面に適した立地があったといえるのではないのでしょうか。



▲小峰城周辺地形図

文化財課 ☎27-2310

未来につなぐ

相続登記

Vol.2

登記上の所有者と実際の所有者が異なるケースが数多く存在し、災害復旧の妨げや空き家増加などの問題が社会的関心を集めています。このコーナーでは、相続登記の必要性・重要性を全5回のシリーズでお伝えします。

Q

先日父が亡くなりました。不動産の相続手続きはどうすればいいですか？

A

相続人間で遺産分割協議をし、相続する人が法務局に相続登記を申請しましょう。

亡くなった方（被相続人）が遺言を残していない場合、民法で定められている優先順位により相続人が決まります。配偶者は常に相続人となりますが、その他の相続人は次の順番で決まります。

- ①被相続人の子や孫
- ②被相続人の父母や祖父母
- ③被相続人の兄弟姉妹や甥姪

相続手続きを進めるには、被相続人の出生から死亡までの戸籍を集め、相続人を確定させる必要があります。次に相続人間で遺産分割協議をし、相続する人を決めます。不動産だけでなく、預貯金や株式なども遺産分割の対象となります。

不動産を相続する人が決まったら「戸籍」や「遺産分割協議書」を整え、できるだけ早めに管轄の法務局に登記申請をしましょう。

ご不明な点は、お問い合わせください。☎福島県司法書士会 ☎024-534-7502 / 福島地方法務局 ☎024-534-2045

お知らせ
ラウンジ
じぎらん
シリーズ
子育て
保健
くらしの
情報館
手話
高齢者サロン
休日当番医・
無料相談ほか
市長の
手控え帖